

自民党総裁選で石破候補が予想外の善戦。自民党内でも安倍首相への支持は減少しています。改憲を断念させる状況は広がっています。

CTG 建交勞

# とちぎ

発行所 全日本建設交運一般労働組合

栃木県本部 〒327-0315

栃木県佐野市吉水駅前1-2-1

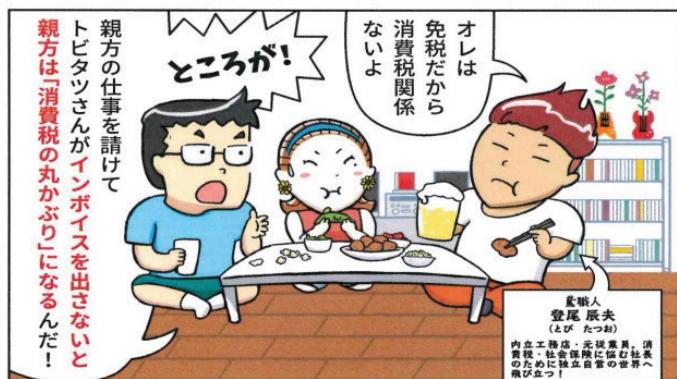
TEL 0283-62-7312 fax 0283-62-7318

<http://www.kenkourou.or.jp/>

E-mail:DQJ06744@nifty.com

# 消費税10%・インボイス導入反対

1000万円以下でも消費税申告することに



政府は来年一〇月から消費税率を一〇%に引き上げる方針です。多くの国民は現在の八%でも大変です。大企業ばかりが「アベノミクス」の恩恵を受けている状況です。いま税率を上げれば、庶民の暮らしと仕事はさらに厳しくなるだけです。

先月組合員の自宅に（酒類を除く）とになつて国税庁から「よくわからぬ消費税軽減税率制度」というパンフレットが郵送されています。来年一〇月からの税率引き上げを前提に、導入される軽減税率制度について記載されています。

軽減税率とは一部の品目について税率を八%に据え置くことです。対象品目は飲食料品

先月組合員の自宅に（酒類を除く）とになつて国税庁から「よくわからぬ消費税軽減税率制度」というパンフレットが郵送されています。すべて一〇%に引き上げるわけですから、大幅な負担増になることは明らかです。

引き上げにともない対象品目の売上げや経費がある申告者には税率ごとに区分した請求書の発行や帳簿等の保存が必要になります。さらに問題は、平成三十五年一〇月から導

入が予定されている適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）です。

同パンフによると適格請求書とは「売手が買手に対し正確な適用税率や消費税額を伝える手段」とされており、適格請求書を交付できるのは税務署に登録申請した消費税の課税率者に限定されます。売上が一千万円以下であっても適格請求書を発行するには登録して消費税の申告をする必要がでできます。

ダンブ支部大会で学習会を予定しています

九月一日～三日かけて群馬県安中市で建交労第二〇回定期大会が開催されました。

大会では二〇一七年一度の組織拡大表彰のなかで、栃木ダンブ支部が年間五十七人組合員拡大したことにより、合員、関係者のご協力した。「特別賞」を受賞しました。これも多くの組合員、関係者のご協力した。あってのこと、厚く御礼申し上げます。

しかし高齢化による組合員減少も続いている、引き続き対象者の



角田委員長から表彰状を受ける市村代議員(右)